

歯科医師によるワクチン接種等に関する日歯 Q&A (第2版)

日本歯科医師会は、厚生労働省および日本歯科医学会連合との連携の下に、「歯科医師によるワクチン接種等に関する日歯 Q & A (第2版)」を作成し、日歯HP・メンバーズルームに掲載しました。Q & Aは、厚生労働省が4月26日に発出した事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」を受けて作成したもので、第1版(5月7日)に引き続き、第2版では実技研修や地域歯科医師会で集合研修を実施した場合の受講修了証の発行など計7問の質問と回答を掲載しています。

特に「**実技研修についてどのように行ったらよいか**」との質問には対しては、「**先行している地域では、実際に相互に生理食塩水を筋肉内注射する実習やシミュレーターを活用した実習等が行われている**。また、**地域の医師会及び看護協会等においても、同様の実技研修を実施しているところも多い**ため、**そちらとも連携いただきたい**。さらに日本歯科医学会提供による実技研修企画例の動画を本会ホームページ(メンバーズルーム)に掲載したので、各地域で行う実技研修の参考とされたい。なお、これはあくまでも補助的な教材であり、視聴したことで実技研修を修了したことにはならない。今後も、実技研修等に関して情報提供がある場合には、迅速に都道府県歯科医師会と共有する」としています。なお、実技研修の実施方法や内容、レベル等について厚生労働省から具体的に示されておらず当該自治体、地域医師会、地域歯科医師会等の連携の下に、調整し実施することとなっています。

◆Q&A (第2版) の質問内容◆

- Q9. 実技研修について、どのように行ったらよいか。
- Q10. 筋肉内注射の経験を有している歯科医師は研修を免除されるか。
- Q11. 地域歯科医師会で集合研修を実施した場合、地域歯科医師会が受講修了証を発行することで問題ないか。
- Q12. ワクチン接種以外に、接種液の希釈に係る業務についても協力要請を受けたが、これは可能か。
- Q13. 協力歯科医師の処遇について。
- Q14. ワクチン接種の業務にあたることで、歯科医師が感染または濃厚接触者となり、休診を余儀なくされた場合の補償について。
- Q15. 歯科医師がワクチン接種をしたことで、医療事故等が発生した場合の責任の所在について。

※Q&Aは、日歯HP・メンバーズルーム⇒新型コロナウイルス感染症について⇒医療施設等の対応・体制 →予防接種・ワクチン⇒歯科医師によるワクチン接種等に関する日歯Q&A (第2版) をご参照ください。

各種通知等は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」(歯科医師のみなさまへ) およびメンバーズルーム (<https://www.jda.or.jp/member/>) に掲載しています。



歯科医師向け



メンバーズルーム

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 小山茂幸

本ニュースレターに関する問い合わせは、  
03-3262-9322 (広報課) にご連絡ください